

小布施町長 大宮 透 様

小布施町行政改革推進委員会
会長 畔上 洋

公共施設の使用料及び個人・団体等への交付金・補助金の運用と
本町における行政改革の推進について（答申）

令和6年3月21日付け企財第389号で諮問のあった「公共施設の使用料」及び「個人・団体等への交付金・補助金」について、本日までに4回の会議を開催し、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申する。

記

1 現状認識

本町の施設の利用や役務の提供等により受益を受けた場合、基本的には受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理、役務の提供等にかかる経費の一部を使用料・手数料（以下「使用料等」という。）として、利用者が負担している。

一方で、長年にわたり一部の使用料等を除いては、大きな見直しが行われてこなかったことから、昨今の物価高騰により、実際の行政サービスの提供に係る経費との間に乖離が生じている。

また、負担金、補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）については、地域活動の推進や公益的事業の実施において重要な役割を果たしているものの、当初の目的が達成されているものや、補助対象経費や補助率の考え方が必ずしも統一されていないなどの課題が見受けられる。

さらに、補助制度が硬直化し、既得権化や団体の自立性への影響が懸念されている。

人口減少や価値観の変化により行政需要が多様化する中で、限られた財源の中で持続可能な行政運営を行っていくためには、使用料等及び補助金等の制度について、早期に見直しを進めていく必要があると考える。

2 見直しの方向性・視点

本委員会では、制度の見直しにあたり、次の視点を基本とすることが必要であるとする。

	方向性と視点
手数料等	① 受益者負担の適正化 行政サービスの利用者と町民全体の負担のバランスを適切に保ち、受益者負担の原則を踏まえた上での料金設定を行うこと。
補助金等	① 公平性の確保 特定の利用者や団体に偏ることのないよう、公平性の観点から制度の整理を行うこと。 ② 透明性の向上 補助の目的や交付基準、評価方法を明確にし、町民に対して分かりやすい制度の運用を行うこと。

共通事項	<p>① 持続可能な行政運営</p> <p>将来にわたり安定した行政サービスを提供できるよう、財政状況を踏まえた上での制度運用を行うこと。</p>
------	---

3 取組方針

前述の方向性を踏まえ、本委員会は次の取組方針を提言する。

(1) 使用料等の見直し

令和6年12月23日付け第1回答申においても記述のとおり、公共施設の老朽化により、今後、修繕費用が多額に見込まれる一方で、公共施設の建替えや統廃合が十分に検討されておらず、公共施設の適正配置は最優先に取り組むべき喫緊の課題である。できるだけ早く議論を進めるとともに、公共施設の利用者である町民の理解を得ながら、計画的にこの課題と並行して使用料等の見直し作業を進める必要がある。

① 定期的な見直し制度の導入

使用料等については、社会経済情勢や施設維持管理費の変動を踏まえ、3年を目安に料金水準を検証し、必要に応じて見直しを行う仕組みを整備すること。

② 維持管理コストを踏まえた料金設定

施設の維持管理費や修繕費、光熱水費などを踏まえた料金設定を行い、算定根拠を明確にし、受益者負担の適正化を図ること。

③ 施設の利用状況を踏まえた料金体系の検討

施設の利用状況や目的に応じた料金体系を検討し、効率的な施設利用の促進を図ること。

(2) 補助金等の見直しと整理

町事業の担い手となる団体への交付金的性質もった支援と、団体の活動を補助的に支援するものを明確に整理し、補助的な支援については次の項目に掲げるとおり、見直しを図る必要があると考える。

① 補助金制度の目的及び必要性の再確認

各補助金制度について、その目的や必要性を改めて整理し、会計年度終了後に評価を実施すること。また社会情勢の変化に応じた見直しを行い、3年を目安に補助事業の継続可否の判断を確実に行うこと。

② 補助金の基準の明確化

補助対象事業、補助対象経費、補助率等について明確な基準を定めるとともに、補助対象者の財政状況を把握し、制度運用の公平性を確保すること。

③ 終期設定の導入

補助金制度については前述のとおり、一定期間ごとに見直しを行う仕組みを導入し、制度の固定化を防止すること。

④ 制度の整理・統合

目的や内容が類似する補助金制度については整理・統合を検討し、行政事務の効率化を図ること。また、上記の内容を庁内で統一的に実施できるよう、運用に係るガイドラインを作成されたい。

4 適正化に向けた推進体制と進捗管理

制度の見直しを進めるにあたっては、担当部署のみならず、全庁的な視点から取り組む必要がある。そのため、庁内において横断的な調整を行う体制を整備するとともに、見直しの進捗状況について定期的に確認し、必要に応じて改善を図る仕組みを構築することが望ましい。

また、制度の見直しにあたっては、関係団体や町民への説明を丁寧に行い、理解を得ながら進めることが重要である。

5 今後に向けて

本委員会では、今回の諮問事項に関する審議の過程において、行政改革を進めるためには制度の見直しにとどまらず、行政運営の在り方そのものを見直していく必要があるとの意見が示された。

特に、人口減少社会の進展を踏まえ、空き家対策や移住施策、地域産業との連携など、地域課題への対応を行政改革の視点から検討していくことも重要であるとする。

行政改革推進委員会は、町長の諮問に対し簡素で効率的な行政運営、財政健全化、町民サービスの向上に向けた計画や施策について調査・審議をすることを目的として設置されている。

今後想定される行政課題について、速やかに解決するためにも議論するテーマを明確にし、行政課題の把握に努めていただきたい。

また、見直しを進めていくためには、町民の理解や協力が不可欠であり、まずは小布施町が置かれた現状を町民と共有することが必要である。このため引き続き丁寧な説明と積極的な情報発信に努めていただきたい。

町においては、本答申の趣旨を踏まえ、公平で持続可能な行政運営の実現に向けて取り組まれることを期待する。